

「仕事と生活の調和」取組状況チェック表

2 評価項目（認証要件：45ポイント以上）

Q1 仕事と生活の両立支援への積極的な取組の考え方が、経営や人事の方針として明文化されていますか。

はい 5ポイント

いいえ 0ポイント

ポイント

Q2 従業員の仕事と家庭の両立や、両立を阻む職場慣行の見直し等について、社内にプロジェクト・チーム等を設けて検討している、あるいは検討したことがありますか。

はい 5ポイント

いいえ 0ポイント

ポイント

Q3 社内アンケートやヒアリングの実施等により、仕事と家庭の両立支援に関する従業員の意見・要望を取り上げて、改善を図っていますか。

はい 5ポイント

いいえ 0ポイント

ポイント

(内容)

Q4 従業員に対して仕事と家庭の両立に役立つ情報提供を行っていますか。(自治体のサービスを紹介する、情報提供ホットラインと契約する、両立のノウハウを教えるセミナーを手配する等)

はい 5ポイント

いいえ 0ポイント

ポイント

(内容)

Q5 労使で、仕事と家庭の両立のための制度の改善や職場の雰囲気作りに向けて、必要な都度協議するなどして取り組んでいますか。

はい 5ポイント

いいえ 0ポイント

ポイント

(内容)

Q6 所定外労働の削減のための取組を実施していますか。

はい 5ポイント

いいえ 0ポイント

ポイント

(内容)

取組の例: ノー残業デー、年次有給休暇の計画的付与制度、時間外労働協定における延長時間の短縮等

Q7 実態として、育児・介護休業制度等の利用者が出た場合に、部署の人員構成を考えてその間の人の補充をする(臨時的なパート、アルバイトの採用、派遣労働者の利用等を含む)等の配慮をしていますか。

はい 5ポイント

いいえ 0ポイント

ポイント

(内容)

Q8 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主(くるみん)に認定されていますか。

はい 5ポイント

いいえ 0ポイント

ポイント

Q9 保育所や学校の参観、通院の付き添い等、短時間で済む家族の所用のために使用できる半日単位又は時間単位の休暇制度がありますか。(年次有給休暇の半日取得制度を含む。)

はい 5ポイント

いいえ 0ポイント

ポイント

就業規則 第 条 項
育児・介護休業等に関する規則 第 条 項

Q10 男性従業員が、配偶者が出産した時に取得できる配偶者出産休暇制度がありますか。

はい 5ポイント

いいえ 0ポイント

ポイント

就業規則 第 条 項
育児・介護休業等に関する規則 第 条 項

「仕事と生活の調和」取組状況チェック表

Q11 妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度がありますか。

- はい 5ポイント
 いいえ 0ポイント

ポイント

就業規則 第 条 項
 育児・介護休業等に関する規則 第 条 項

Q12 前年度において週労働時間60時間以上の労働者の割合は5%以内ですか。※1年間の総労働時間が3,128.6時間以上の従業員を「週労働時間が60時間以上の従業員」とします。

- はい 10ポイント
 いいえ 0ポイント

ポイント

(60時間以上の従業員の割合 = %)

Q13 前年度の年次有給休暇の取得率が60%以上ですか。(繰越日数は含みません。)

- はい 10ポイント
 いいえ 0ポイント

ポイント

(取得率 = %)

Q14 従業員の子育てや介護、その他私生活を応援するための取組をしていますか。

- はい 5ポイント
 いいえ 0ポイント

ポイント

(内容)

取組の例:①家族の職場参観日 ②子育て支援制度など相談窓口の設置 ③親学プログラムなど子育てのための研修の実施 ④出産・入学祝い金 ⑤子の扶養手当 ⑥不妊治療への理解を深めるための研修会の実施 など

Q15 経営トップが「イクボス」宣言をしていますか。

- はい 5ポイント
 いいえ 0ポイント

ポイント

※「イクボス」…職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランス(仕事と生活の両立)を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら組織の業績も出し、自らも仕事と私生活を楽しむことのできる経営者・管理職

Q16 女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主(えるぼし)に認定されていますか。

- はい 5ポイント
 いいえ 0ポイント

ポイント

Q17 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画、ポジティブ・アクション等について積極的に取り組んでいますか。

- はい 5ポイント
 いいえ 0ポイント

ポイント

(内容)

※ポジティブ・アクション…男女労働者の間に生じている差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組

Q18 社内環境整備のためにどのようなことに取り組んでいますか。
(二つ以上実施の場合:10ポイント、一つ実施の場合:5ポイント)

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> ①ハラスメント等に関する相談体制の整備 | <input type="checkbox"/> ②労務改善に関するポスター、チラシ、ハンドブックの作成 |
| <input type="checkbox"/> ③男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する研修の実施、または積極的な外部研修への参加 | <input type="checkbox"/> ④男女の役割分担意識解消のための社内慣行の見直し(お茶出し等の雑用、電話対応を女性のみになさせない、など) |
| <input type="checkbox"/> ⑤社内設備の整備(トイレの改修、休憩室の整備、託児施設の設置、分煙化、など) | <input type="checkbox"/> ⑥その他 () |

ポイント

「仕事と生活の調和」取組状況チェック表

Q19 健康経営に取り組んでいますか。

<input type="checkbox"/> はい 5ポイント	<input type="checkbox"/> いいえ 0ポイント	ポイント
(内容)		
※健康経営…従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することで従業員の健康の維持・増進と会社の生産性向上を目指す経営手法		

Q20 育児休業制度の対象となる子の上限年齢を、法定を超えた年齢までとしていますか。

<input type="checkbox"/> はい 5ポイント	<input type="checkbox"/> いいえ 0ポイント	ポイント
(上限年齢 = 歳 月まで)		
○法律では1歳まで、両親ともに育児休業を取得する場合は1歳2ヶ月まで、または、一定の事情がある場合は2歳までとされています。 ○一定の事情の有無に関わらず、2歳まで育児休業をとることができる場合は、「はい」を選択してください。		

Q21 介護休業の取得可能期間を、法定を超える日数や回数としていますか。

<input type="checkbox"/> はい 5ポイント	<input type="checkbox"/> いいえ 0ポイント	ポイント
(上限期間 = 以内)		
育児・介護休業法では、労働者は、要介護状態にある対象家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限として介護休業を取得することができますとしています。		

Q22 子の看護休暇について、従業員に対する次の配慮のうち、何項目実施していますか。
(二つ以上実施の場合:10ポイント、一つ実施の場合:5ポイント)

<input type="checkbox"/> ①小学校就学後の子についても、別に子の看護休暇が取得できる。	<input type="checkbox"/> ②取得可能日数が、年5日(小学校前の子が2人以上であれば年10日)を超える	ポイント
<input type="checkbox"/> ③時間単位での付与		

Q23 介護休暇について、従業員に対する次の配慮のうち、何項目実施していますか。
(二つとも実施の場合:10ポイント、一つ実施の場合:5ポイント)

<input type="checkbox"/> ①取得可能日数が、年5日(対象家族が2人以上であれば年10日)を超える。	<input type="checkbox"/> ②時間単位での付与。	ポイント
---	-------------------------------------	------

Q24 要介護状態にある対象家族の介護を行う従業員が利用できる以下の制度のうち、いくつかの制度を定めていますか。(二つ以上実施の場合:10ポイント、一つ実施の場合:5ポイント)

<input type="checkbox"/> ①短時間勤務制度	<input type="checkbox"/> ②フレックスタイム制	ポイント
<input type="checkbox"/> ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない)	<input type="checkbox"/> ④介護サービス費用を補助する制度 (ホームヘルパーや介護サービスの利用料補助等)	
<input type="checkbox"/> ⑤その他これに準ずる制度()		

Q25 3歳以上の子を持つ従業員が利用できる以下の制度のうち、いくつかの制度がありますか。
(二つ以上実施の場合:10ポイント、一つ実施の場合:5ポイント)

<input type="checkbox"/> ①短時間勤務制度	<input type="checkbox"/> ②育児休業に関する制度に準ずる措置	ポイント
<input type="checkbox"/> ③フレックスタイム制	<input type="checkbox"/> ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない)	
<input type="checkbox"/> ⑤所定外労働をさせない制度	<input type="checkbox"/> ⑥事業所内託児施設の運営 (共同運営や保育施設と契約している場合も含む)	
<input type="checkbox"/> ⑦育児サービス費用を補助する制度 (ベビーシッターや託児施設の利用料補助等)		

合 計	
-----	--